新

## 株券等に関する業務規程

# 業務規程

旧

### (取扱株券等)

第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 | 第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の 発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替 業において取り扱うものとする。

(1)(略)

(2)証券取引所に上場されている新株予約権付社 債券(商法(明治32年法律第48号)第341条/ 3第1項第7号及び第8号に掲げる事項につい て決議が行われた新株予約権付社債券であって、 新株予約権の行使により発行される株式に係る 株券が機構において取り扱われるものに限る。以 下同じ。)

(3) (略)

(4)前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、 証券取引所に株券を上場している発行者が発行 する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権 付社債券の総額が参加者(機構が規則に定める者 に限り、参加者以外の者を含む。以下この号にお いて同じ。) に割り当てられるものであって、か つ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る 新株予約権を行使し、新たに発行される株式又は 会社から移転される株式を不特定多数の者に売 却することを目的としているもののうち、機構が 規則で定める要件をすべて満たすもの

(5)~(7) (略)

#### (準用規定)

第88条 前章第1節の規定(第36条第4項及び第 | 第88条 前章第1節の規定(第36条第4項及び第 5項、第38条第3項、第1款第4目、第6目及 び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第 74 条第3項、第75条第2項及び第77条から第 78 条の2までの規定を除く。) は、新株予約権付 社債券について準用する。ただし、第9条第4号 に規定する新株予約権付社債券については、第41

(取扱株券等)

6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の 発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替 業において取り扱うものとする。

(1)(略)

(2)証券取引所に上場されている新株予約権付社 債券(商法(明治32年法律第48号)第341条ノ 3第1項第7号及び第8号に掲げる事項につい て決議が行われた新株予約権付社債券であって、 新株予約権の行使により発行される株式に係る 株券が機構において取り扱われるものに限る。次 号において同じ。)

(3) (略) (新 設)

<u>(4)</u>~<u>(6</u>) (略)

#### (準用規定)

5項、第38条第3項、第1款第4目、第6目及 び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項及び第 77 条から第 78 条の2までの規定を除く。) は、新株予約権付 社債券について準用する。

2

(略)

2 (略)

(準備新株予約権付社債券の取扱い)

第 88 条の2 機構は、第9条第4号に規定する新 株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を 図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新 株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社 債券として発行されるもので、商法第341条ノ8 第2項に規定する事項を記載したものをいう。以 下同じ。)を取り扱う。

- 2 機構は、払込期日に、新株予約権付社債の割当 てを受ける参加者その他規則で定める者のため に、前項の準備新株予約権付社債券を会社(当該 新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から 代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以 下この条において同じ。)から一括して受領し、 保管する。
- 3 機構は、前項の規定により受領した準備新株予 約権付社債券を、預託新株予約権付社債券と分別 して保管するものとする。
- 4 機構は、第2項の規定により会社から受領した 準備新株予約権付社債券につき、会社による払込 みの証明が行われない場合又は会社が新株予約 権付社債券の発行を中止した場合は、当該準備新 株予約権付社債券を機構の行う保管振替業にお いて取り扱わない。
- 5 前項の規定により準備新株予約権付社債券を 機構の行う保管振替業において取り扱わないも のとした場合の当該準備新株予約権付社債券の 返還その他必要な事項は、規則で定める。
- 6 第2項に規定する参加者(その他規則で定める 者の代理人としての参加者を含む。)は、払込期 日の翌営業日において、同項の規定により機構が 保管する新株予約権付社債券を機構に引き渡し、 預託するものとする。
- 7 この条に定めるもののほか、第1項に規定する 準備新株予約権付社債券の預託に関する取扱い に関し必要な事項は、規則で定める。

(新 設)

(預託、口座振替及び交付)

- 第 89 条 参加者は、<u>第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する</u>新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。
- 2 参加者は、第9条第4号に規定する新株予約権 付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求に ついては、各新株予約権付社債券の金額の整数倍 により行う。

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第 94 条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第 9条第4号に規定する新株予約権付社債券につ いては社債管理会社を設置している場合に限る。 以下この節において同じ。)について会社から元 利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して 預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係 る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事 務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己 分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に 係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金 支払事務取扱参加者として機構に対して届け出 なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務) 第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利 金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務 取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1)代表社債管理会社(新株予約権付社債の社債管理会社(社債募集の受託会社を含む。)又は担保附社債信託法(明治38年法律第52号)第5条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。)を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2)~(4) (略)

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。

(新 設)

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第 94 条 参加者は、預託新株予約権付社債券について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

- 第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利 金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務 取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。
  - (1)代表社債管理会社(新株予約権付社債の社 債管理会社(社債募集の受託会社を含む。)又 は担保附社債信託法<u>第2条</u>に規定する信託会 社の代表であって、かつ、会社との契約により 当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要 な資金(以下「元利金支払基金」という。)を 受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者 をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金 の請求

(2)~(4) (略)

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行 し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券に ついて適用する。
- 2 この改正規定施行の日以後の日において、第9 条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行 者が株式分割の効力の発生日を商法219条第1 項に規定する一定の日(以下「基準日」という。) から起算して最初の営業日後の日とする決議を 行った場合は、参加者は基準日の前営業日まで に、請求により当該新株予約権付社債券の交付を 受けなければならない。